

2020年5月14日

財務総研スタッフ・レポート

## 新型コロナウイルスの感染拡大と夫婦間の家事・育児分担の現状と課題 ～スイスにおける実態と分析、そして日本の現状～

財務総合政策研究所 総務研究部

総務課長 佐藤 栄一郎

連絡調整係員 高橋 文加 \*

(ポイント)

新型コロナウイルス感染拡大によって余儀なくされた休校や在宅勤務によって、家族とともに暮らす時間が長くなる中で、夫婦間の不公平な家事・育児分担の問題が改めて浮き彫りとなっている。本稿では、スイスの事例をとりあげつつ、不公平の問題点やそのような状況をもたらす要因、また分担の現状に対する満足度に影響を及ぼす要素について先行研究を紹介し、さらに、日本の状況もとりあげつつ、今後の分担の検討につなげていく。

### 1. 感染拡大で浮き彫りとなった家事・育児分担の不公平

#### (1) スイスにおける女性のワークライフ・バランス

財務総合政策研究所では、わが国が本格的な人口減少社会に突入する中で、経済の生産性を高め豊かな社会を維持していくためにはどのような対応が考えられるかについて議論を行う「人口減少と経済成長に関する研究会」(座長：土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授)<sup>1</sup>を2019年11月から4回にわたって開催した。

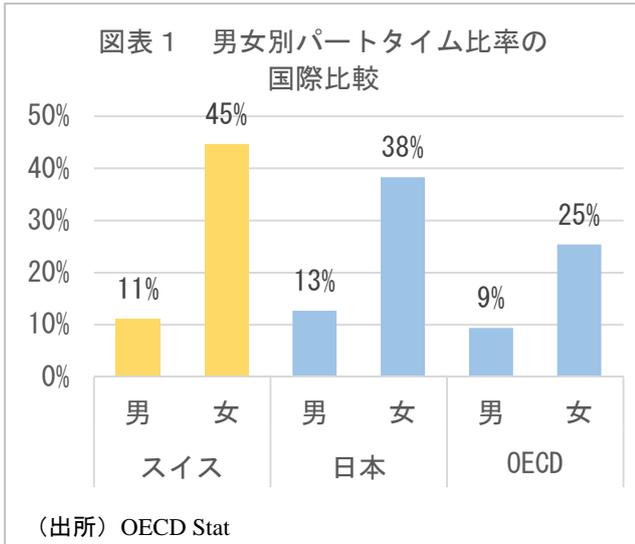
当研究会では、外部から有識者を招き、企業・産業、労働市場、グローバル化など幅広い観点から議論が行われる中で、海外の事例についても取り上げられ、その一つとしてスイスの経済構造と主要産業の現状と課題についても紹介された。そこでは、人口・面積ともに日本の九州ほどでしかない小さな国家ながらも、資本、人材、アイデアを駆使し、高い生産性と豊かさを実現してきた経済の姿が明らかになった。それと同時に、スイス経済の強さは足下で人口の4分の1を占める外国人、すなわち移民によって支えられた面も大きく、今後、ますます高齢化が進む中において持続的に成長していくためには、女性の活用が不可欠であることも指摘された。他方、女性の労働参加率についてみると、先進諸国と比較して高い水準にあるものの、子どもをもつ家庭を中心にパートタイム労働が多いことに加え男性の比率との差をみても極めて大きく(図表1)、スイスにおける女性のフルタイムでの労働参加は未だ道半ばの状況にあると言える。

また、パートタイム比率が高い背景として、家事・育児という負担と直面する中で仕事との付き合い方

\* 本レポートの内容は全て執筆者の個人的見解であり、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を示すものではない。本レポートの作成にあたって、奥総括主任研究官(財務総合政策研究所)、水尾主任研究官(財務総合政策研究所)、その他関係者から大変貴重なご意見を賜った。記して感謝申し上げたい。ありうべき誤りはすべて筆者に帰する。

<sup>1</sup> 研究会の内容については、財務総合政策研究所ホームページ参照  
(<https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2019/jinkou.htm>)

図表1 男女別パートタイム比率の国際比較



に悩む女性の姿が見えてくる。実際、2018年のスイスの連邦統計局の調査結果によれば、子どもが生まれることは人生の喜びであり満足につながっていると答えた女性の割合が9割以上(90.4%)である一方、仕事への影響を否定的に感じている割合が4分の3(75.0%)にも達している<sup>23</sup>(FSO, 2019a)。また、子どもが入学する前に母親が仕事に就くことについては、「望ましくない」と答えた女性の割合は年々減少しているものの、2018年では26.9%(1994-1995年は48.9%)、「どちらでもない」の回答と合わせると51.6%(同71.8%)と半分以上にもなり、育児に対する責任感との葛藤も浮かび上がる<sup>45</sup>。さらに、20~29歳の女性に

アンケートをとったところ、2人以上の子どもを授かりたいと思う女性がおよそ9割(87.8%)に達するにもかかわらず、50~59歳の女性で実際に2人以上の子どもを授かったのは61.4%であり、現実と希望とのギャップが見られる<sup>6</sup>。

## (2) 感染拡大で浮き彫りとなった家事・育児分担の不公平

このような仕事と家事・育児の狭間での女性の悩みが、新型コロナウイルスの感染拡大を期にスイスにおいて一気に表面化した(Le Courrier 2020年3月24日付)。2020年3月13日、感染拡大抑制を目的としてスイスにおいても学校の一斉休校が宣言された。子どもをもつ夫婦は、学校から送られてくる課題の整理や子どもの世話に追われることとなったが、現実としてこれらの新たな負担は母親にのしかかった。戦前・戦後の時代のように男女の役割分担、すなわち「男は外で働き、女は家庭を守る」という分担が広く受け入れられた時代とは異なり、現在、スイスにおいて子どもをもつ夫婦世帯<sup>7</sup>のうち、女性が働いている割合は77.8%とほぼ8割の水準にまで達している(2018年)<sup>8</sup>。今回の感染症拡大の中で、テレワークを活用する企業も増えているが、働く女性にとっては、既に偏っている「育児」・「家事」の負担に加え、テレワークで「仕事」をしつつさらに学校が担っている「教育」という負荷が加わったのだ。さら

<sup>2</sup> 大学など第三期教育以上の学歴をもつ女性が対象。第三期教育未満の学歴をもつ女性を対象とした場合は、各々90.6%、61.6%となる。

<sup>3</sup> なお、日本について、国立社会保障・人口問題研究所(2017)によれば、夫婦が子どもを持つ理由として多いのは「子どもがいると生活が楽しく豊かになるから」(78.4%)「結婚して子どもを持つことは自然なことだから」(48.7%)となっており、他方、夫婦が理想の子ども数を持たない理由として多いのは「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(56.3%)となっている(2015年)。

<sup>4</sup> 男性の回答では「就くべきではない」と答えた割合は35.8%、「どちらでもない」の回答と合わせると63.0%となり、女性よりも高い結果となっている(2015年)。

<sup>5</sup> なお、日本について、国立社会保障・人口問題研究所(2017)によれば、「少なくとも子どもが小さいうちは、母親は仕事を持たず家にいるのが望ましい」との考え方について、63.7%の妻が賛成している(2015年)。

<sup>6</sup> なお、日本について、国立社会保障・人口問題研究所(2017)によれば、夫婦の平均理想子ども数と平均予定子ども数は、各々2.32人、2.01人(2015年)となっており、いずれもこれまでの調査の中で最も低くなっている。

<sup>7</sup> 妻の年齢が25~64歳で、末子の年齢が25歳未満の子どもをもつ世帯。

<sup>8</sup> なお、日本について、国立社会保障・人口問題研究所(2017)によれば、末子が9歳以上の子どもがいる妻のうち就業している者の割合は77.8%となっている(2015年)。

### <コラム1> 新型コロナウイルスの感染拡大で増加した夫婦喧嘩（フランス）

新型コロナウイルスの感染拡大の中、在宅を余儀なくされたことで家族にストレスと不安がもたらされたことはフランスにおいても問題となっている。Ifop（2020）によれば、今回の緊急事態を受けて在宅を余儀なくされて以降、49%の家庭で家事・育児に関する夫婦間の喧嘩が生じ、また、常時夫婦喧嘩が絶えない家庭の15%で物理的なドメスティック・バイオレンス（DV）が発生していると報告されている。夫婦喧嘩のきっかけとして特に増えたのが子どもに関することであり、テレビやゲームの余暇の時間や子どもへの勉強の教え方などに関する事で多くなっており、休校の影響が大きいことが示唆される。

（注）Ifop（2020）は、3,011人の18歳以上のフランス人を対象に、2020年3月21～23日の間に行われたアンケート調査の報告書である。

に、気軽に子どもと外出することもできず、家庭内の衛生環境にも配慮しなければならず、精神的なストレスもますます積もる状況である。なお、このような問題はスイスだけでなく、日本や他の国においても議論となっている（コラム1参照）。

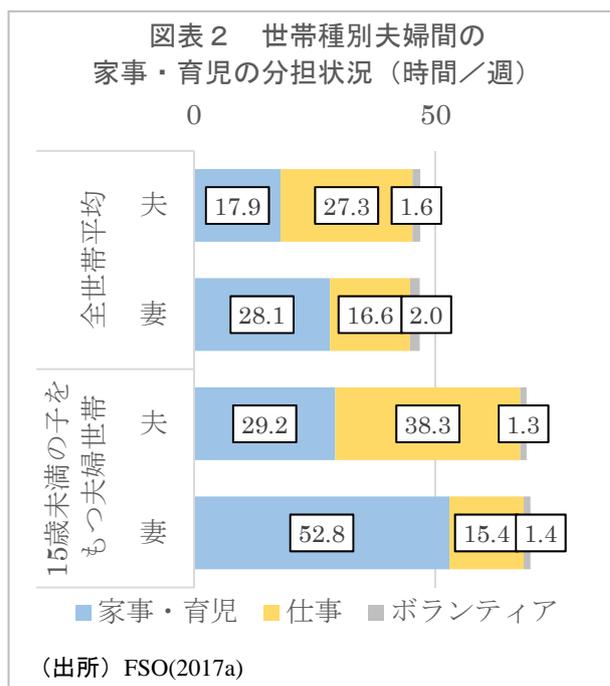
次章では、感染症拡大の前から既に生じていた、スイスにおける夫婦間の不公平な家事・育児分担の姿についてみていくこととしたい。

## 2. 夫婦間の家事・育児分担の現状

### (1) スイスにおける夫婦の生活時間

前章でも述べたとおり、女性のパートタイム比率は先進諸国の中でも高い水準にあるが、これを夫婦間の生活時間の統計からみてみよう。

FSO（2017a）によれば、1週間における夫婦の労働時間は、図表2にあるとおり、夫が27.3時間、妻が16.6時間とその差は10時間強、平日だけで考えると1日あたり2時間程度の差となっている。これを世帯種類別にみると、15歳未満の子どもをもつ家庭では、図表2にあるとおり、夫が38.3時間、妻が15.4時間とその差は22.9時間、1日あたり3時間以上と著しく差が拡大している。他方、1週間における家事・育児時間についてみると、夫が17.9時間、妻が28.1時間と、労働時間と同じくその差は10時間強となっており、労働時間との裏

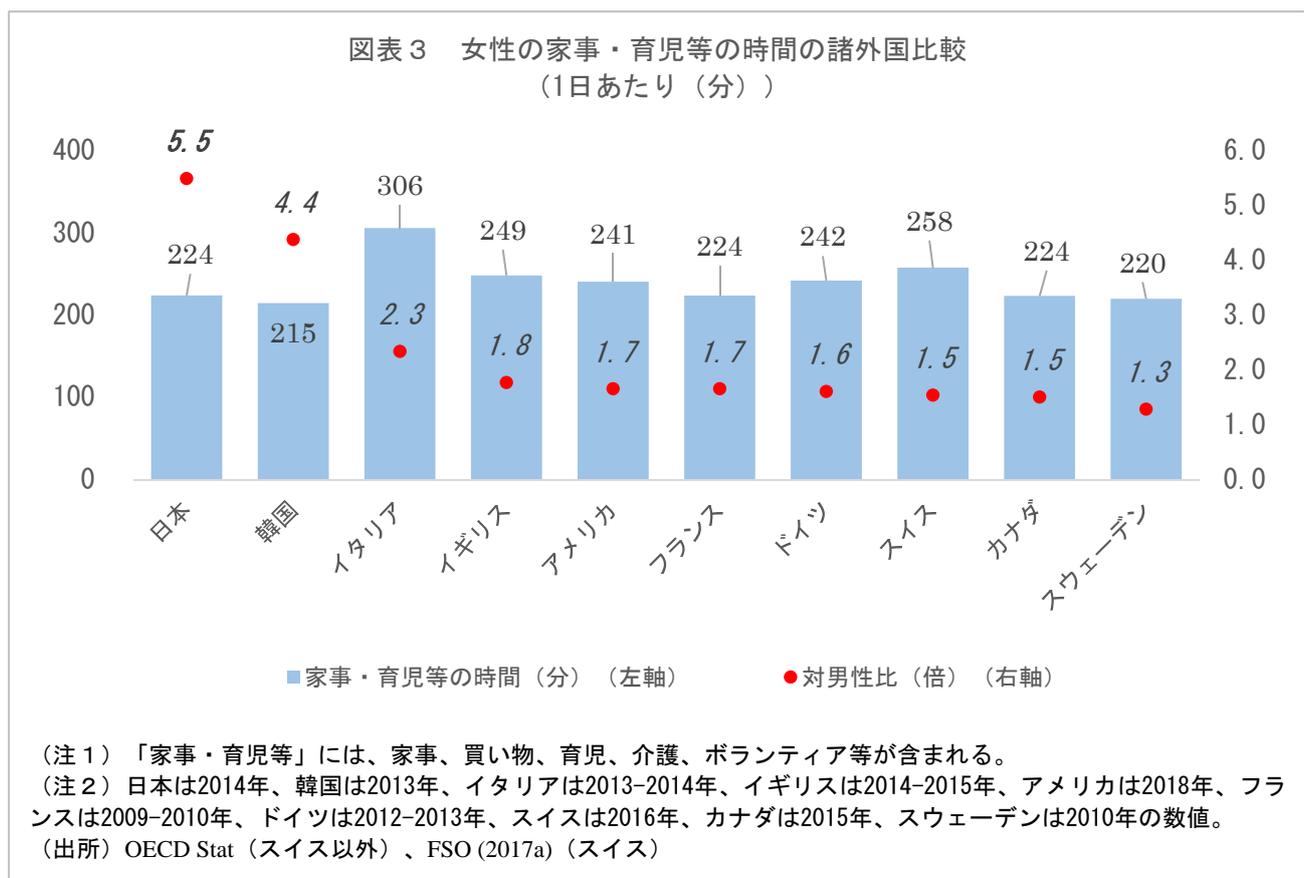


返しになっていることが分かる。15歳未満の子どもをもつ家庭でも同様の傾向が見られるが、両者を合計した時間（仕事+家事・育児の時間）は67.5時間、68.2時間となっており、全体平均の45.2時間、44.7時間と比較して、子育て世帯の負担が大きいことがわかる。

なお、スイスにおける家事・育児の分担について、さらに夫婦各々が主にどのような種類の家事・育児を担っているかについて見ておくこととしたい（FSO, 2017a）。15歳未満の子どもをもつ夫婦の家事・育児時間は、図表2にあるとおり夫が29.2時間、妻が52.8時間となっているが、特に差が生じているのは家事の時間である。夫が15.8時間、妻が31.3時間でその差は15.5時間、1日あたりの差は2時間程度となっている。細かくみると、「手仕事、修理等」「手続き関係」については夫の負担が多少大きいものの、「食事の準備」（差は5.5時間）、「掃除」（同4.5時間）、「洗濯」（同3.1時間）を中心に妻の負担が大きくなっている。他方、育児については夫が13.8時間、妻が21.5時間でその差は7.7時間と家事ほどではないにせよ、後者の負担が大きくなっている<sup>9</sup>。

## (2) 夫婦の家事・育児分担の諸外国比較

このように、夫婦の家事・育児負担が大きく偏っているように見えるが、他の先進諸国と比較すると必ずしも目立った格差ではない。図表3にあるとおり、OECDの統計によれば、日本における男女の家事・育児時間の差は5.5倍である一方、欧米諸国は1倍台～2倍台となっている。残念ながらOECDの統計に



<sup>9</sup> 別の統計（FSO, 2019a）によれば、夫婦間における家事の分担について、「催し物の企画」「掃除」「食事の準備」などが主に妻の役割と考えられている。また、育児の分担について、「病気の子どもの看護」「子どもの着替え」「子どもの宿題の管理」などが主に女性の役割と考えられている。

スイスの数値は含まれていないが、FSO (2017a) の統計の数値を当てはめると 1.5 倍となっている。これらの統計は夫婦に限っていないことに加え、データの対象時期も異なることなどから幅をもって解釈する必要があるが、少なくともわが国と比較して相当程度平等に近い状況にあるのは間違いない。しかし、前項でも述べたとおり一定数の女性が、育児に伴う負担が自らのキャリアにネガティブな影響を及ぼしていると考えており、放置してよい問題ではもちろんない。

次章では、夫婦間における家事・育児の不公平な分担の問題点やその原因、そしてその分担の現状が夫婦の満足度に及ぼす影響について紹介することとしたい。

### 3. 夫婦間の家事・育児分担に関する分析

#### (1) 不公平な家事・育児負担の問題点

前章で明らかとなったように夫婦の家事・育児分担に不公平がある場合にどのような問題が生じ得るのかを把握するため、ここでは西スイス専門大学 (Haute école spécialisée de Suisse occidentale) のホームページにあるレポート<sup>10</sup>に沿って3つの観点から検討してみることとしたい。第一に、家事・育児に法的な保護が十分に求められているのかという観点である。スイスでは法律において週における最大労働時間が業種によって 45 時間または 50 時間と定められているが、家事・育児においてそのような規定はない。したがって、時間や負担に制約はなく、健康管理のための措置もない。とりわけ育児や介護は継続的なケアを求められることから肉体的・精神的な負担が重くなりがちである。このような家事・育児にかかる負担について夫婦間で適切にサポートしあえているのかどうかという課題がある。

第二に、このように負担が大きい家事・育児について適正な評価がなされているのかという観点である。FSO (2017b) によれば、家事や育児の無償労働に関する金銭的価値を推計した結果、年間 92 億時間 (うち家事 71 億時間、育児・介護 15 億時間) (2016 年) が費やされている中、4,080 億フラン (うち家事 2,930 億フラン、育児・介護 810 億フラン) (同) の価値を生み出していると指摘している。これは、GDP の 6 割程度に匹敵し、このように長い時間が費やされ大きな価値を生み出している家事・育児について、家庭、あるいは社会全体で適正に評価されているのかどうかという課題がある。

第三に、家事や育児が時間的にも労力的にも負担が大きいことも背景に、多くの女性がパートタイムで働いている現状につながっているのではないのかという観点である。既にスイス女性のパートタイム比率が高いことを述べたが、子どものいる夫婦世帯についてさらに細かく見ると、末子の年齢が 3 歳以下の場合には 83.4% の既婚女性がパートタイムまたは専業主婦であり、また 4 歳以上 12 歳以下の場合でも 81.4% と、子どもがいない夫婦 (43.8%) と比較して大きな差が生じている (2018 年)<sup>11</sup>。当然であるが、このような夫婦間における勤労形態の差は収入の格差につながっている。子どものいる夫婦の家計貢献割合

<sup>10</sup> “Travail domestique et familial” [https://in-egalite.ch/notice\\_TravailDomestique.html](https://in-egalite.ch/notice_TravailDomestique.html) (2020 年 4 月 21 日アクセス)

<sup>11</sup> なお、日本について、国立社会保障・人口問題研究所 (2017) によれば、末子が 0~2 歳の子どもがいる妻の就業状態について、「パート・派遣」18.0%、「無職・学生」51.9% (合計 69.9%)、末子が 9 歳以上の場合には「パート・派遣」50.6%、「無職・学生」20.0% (合計 70.6%) となっている。他方、子どもがいない妻の就業状態については、「パート・派遣」36.9%、「無職・学生」26.0% (合計 62.9%) となっている (2015 年)。

## ＜コラム2＞ スイスの年金制度

スイスの年金制度は、日本と類似しており、3つの柱から構成される。

第一の柱は老齢・遺族基礎年金、障害年金であり、定年後の最低限の生活を保障することを目的としており、具体的な給付額は被保険者が保険料を支払った年数とその期間の平均年収で決定される。保険料は、例えば被雇用者の場合は労使折半、自営業者は全額自己負担となり、支払いは定年（男性65歳、女性64歳）まで行われる。

第二の柱は職業年金であり、定年前の生活水準を維持することが目的とされており、具体的な給付額は、例えば確定拠出年金の場合は、定年までの積立金に転換率を乗じて算出される。職業年金は、原則、年収が一定以上の被雇用者に加入義務があるが、この基準に満たなくても一定の条件を満たせば加入することができる。保険料は年齢によって異なり、労使折半で支払われる。

第三の柱は個人年金であり、各人が任意で銀行などに特別な口座を開いて積み立てるものである。

は平均的に夫が68.5%、妻が24.5%と3倍弱の差が生じており、また、女性の貢献が家計の半分以上を占めている夫婦は全体の11.6%に過ぎない（2016年）（FSO, 2019b）。収入面で不利な女性の現状は、例えば、老後の年金水準にも影響が及ぶ。例えば、日本の年金制度の基礎年金にあたる老齢基礎年金（AVS）の給付額（月額）は、男性が21,600フラン、女性が21,000フラン（月払い）とその差が600フランである一方、厚生年金にあたる職業年金（PP）の給付額（月額）は、男性が30,000フラン、女性が19,200フランと大きな差が生じている（FSO, 2019b）（スイスの年金制度についてはコラム2参照）。このように、女性の労働参画が適切に実現できているのかどうかという課題がある。

### （2）家事・育児負担を規定する要因

前章でも述べたようにスイスにおける家事・育児負担はわが国ほどではないにせよ女性に偏っている傾向にあるが、このような状況をもたらす要因としてどのようなことが考えられるのだろうか。ここでは、スイスのデータを取り上げて分析している Wernli et al. (2011) 及び Ben Salah et al. (2017) の整理に沿って紹介することとしたい。

第一に、社会政策や労働市場の影響といった構造的な要素が考えられる。スイスにおいて子どもを預かる制度上の施設が、諸外国と比較して充実しているかどうかは疑問の余地がある。例えば、3歳以下の子どもを制度上の施設に預けている割合は全体の3割（29.8%）であり、これはEU諸国平均（28.4%）とほぼ同水準である一方、週30時間以上預けている割合は5.8%と、オランダ（6.1%）やオーストリア（6.7%）と並んで最も低くなっている（2014年）。また、男女の賃金格差の問題もある。スイスにおいて賃金格差（全産業）は年々減少しているものの、2016年時点では12.0%の格差が生じている。もちろん、この格差が客観的に説明できるものであれば問題はないものの、FSO（2019b）によれば、この格差のうち42.9%は説明できない要因であると分析している。このような政策、市場における構造的な要因が、女性の選択肢を狭め、働き続けようとする意欲を阻害している可能性がある。

第二に、家族構成や構成員の属性などの要素が考えられる。例えば、子どもの数が増えれば増えるほど妻が担う家事・育児の割合は増加（子1人62.9%、2人70.7%、3人75.0%）し、夫は減少（同6.2%、4.1%、3.7%）している。また、夫婦の収入の格差、学歴の違い、家計への貢献度の違いが家事・育児負

担の割合に影響している可能性がある。例えば、収入が低い側（主に妻）が、決して楽ではない家事・育児を引き受けることによって、夫の家計への貢献とのバランスをとっていると考えられる。統計でみると、妻の学歴が後期中等教育（高校等レベル）の場合に比べ、第三期教育（大学等レベル）である方が、妻が担う家事・育児の割合は小さくなっている（妻の学歴が後期中等教育の場合：67.4%、第三期教育の場合：53.4%）。

したがってこの考え方によれば、夫の収入や学歴が高ければ高いほど、その対価として妻の家事・育児の負担はますます高まると考えられるが、例えば、夫婦ともにフルタイムの世帯における負担の偏りをうまく説明することができなくなる。実際、当該世帯における家事・育児についても、平均的に全体の4割（40.0%）を妻が担い、1割程度（9.0%）を夫が担っており、依然として妻への負担の偏りが存在している（残り50.2%は夫婦共同）。また、学歴についても、妻が大学レベルの学歴を有していたとしても、夫が担う家事・育児の割合は全体の5.6%と同じような偏りが見られる（2018年）。

そこでもう一つ考えられる要素が個々人の主義・思想（イデオロギー）である。すなわち、性別役割分担に賛成する考え方、あるいは夫婦平等主義に賛成する考え方といった、個々人の主義・思想が家事・育児の分担に影響している可能性がある。妻がフルタイム、夫がパートタイムという、外における労働の主な担い手が妻であると考えられる世帯においてでさえ、前者が38.5%、後者が22.8%と妻が多く家事・育児を担っており、これは前二者の考え方だけでは説明しにくく、主義・思想的な要素も一定の影響を及ぼしているものと考えられる。

### (3) 家事分担に関する満足度への影響

夫婦間の家事・育児分担については様々な規定要因があると考えられるが、実際に分担の現状について夫婦の満足度に影響を及ぼすものとしてどのような要素が考えられるのだろうか。ここでは、同じくスイスのデータを取り上げて分析している Henchoz et al. (2013) の整理・分析を紹介することとしたい。

まず、満足度を規定する要因として「家事の時間」が考えられる。すなわち、家事が多ければ多いほど満足度が低下するという関係で、例えば、子どもが小学校に入学する前の段階では家事・育児が多いことから満足度は低下するものと推測される。しかし、Henchoz et al. (2013) は部分的には家事時間が及ぼす影響は見られるものの、例えば子どもが生まれてしばらくは満足度に影響がないことからみても、時間が及ぼす影響は比較的小さいとしている。また、収入や学歴の影響も小さいことから、満足度への影響はこのような時間やお金、経歴といった客観的要素だけでなく他の要素、とりわけ主観的な要素も影響している可能性がある<sup>12</sup>と指摘している。

そこで考えられるのが配偶者（主に夫）からの物理的・情緒的なサポートに対する（主に妻の）期待である。分析によれば、多くの家庭で女性の仕事とされている料理などの家事を一人でやらされることについては満足度への負の影響が大きい<sup>12</sup>が、このような中で夫からのサポートは満足度に有意に正の影響を及ぼしている。具体的にどれだけ家事を担うかというのではなく、必要な時にどれだけ頼ることがで

<sup>12</sup> 他方、自由時間の長さについては分担に関する満足度の向上に有意につながっている。すなわち、仕事時間が短く家事・育児時間が長くとも、その合計時間が長くなく自由時間をある程度確保することができれば、満足度に正の影響を与えると分析されている。これとの関連で、家事を外注している家庭においては、女性の満足度に有意に正の影響を及ぼしている（Henchoz et al., 2013）。

きるのかという点が重要なのである<sup>13</sup>。加えて、物理的なサポートのみならず情緒的なサポートも満足度に影響しており、配偶者に対する日々の配慮がいかに重要かを示唆している点で興味深い。

他方、この結果は、Henchoz et al. (2013) も述べているように、夫は家事・育児における「パートナー」というよりも、むしろ「サポーター」と捉えられている可能性があり、性別役割分担意識が根強く残っていることも示唆している。分析によれば、高齢であればあるほど「男は外で働き、女は家を守る」という伝統的な役割分担の意識が強いことが分析されているが、他方で、若ければ若いほど現在の不平等な分担状況に対する満足度が低くなる傾向にあり、意識の変化が生じてきていると考えられる。将来的には、このような変化が家事・育児分担の不公平の解消につながるかもしれない。

## 4. 日本の現状

以上、家事・育児の分担に関するスイスの現状と分析を紹介してきたが、新型コロナウイルスの感染拡大によってその分担の不公平が浮き彫りになったのはわが国においても同様である。例えば、一斉休校によって子どもが自宅で過ごす時間が多くなったことから家事の負担が重くなった、仕事をしている夫に家事・育児の大変さを訴えても実感を持ってもらえずにストレスがたまった、といった妻の悲鳴が各種報道で紹介されており、また、最悪の場合、不安やストレスが高じてドメスティック・バイオレンス(DV) が起こりやすく注意が必要である旨も指摘されている<sup>14</sup>。

その背景の一つとして、スイスやフランス(コラム1参照)と同様に、夫婦間の家事・育児分担の不公平があると考えられる。総務省「平成28年社会生活基本調査」によれば、男女の家事関連時間<sup>15</sup>は男性が44分、女性が3時間28分でその差が1日で2時間44分と、図表3でも見たとおり極めて大きな家事・育児負担を女性が担っている状況にある。他方、女性の就業率は2001年の57.0%から2017年に67.4%、共働き世帯は同期間で51.7%から65.0%へと増加しており(総務省「労働力調査」等)、女性の労働参加は大きく進んでいるが、共働き世帯の家事関連時間をみると、図表4のとおり依然として大きな差が生じてしまっている。女性が外に働きに出ているとはいえ、未だ「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分業意識が依然として強く残っている可能性がある<sup>16</sup>。なお、内閣府の世論調査(2019年)によれば、育児・介護以外の家事に対する配偶者との役割分担について、自分と配偶者で半分ずつ分担していると答えた男性は58.8%にもものぼっており、現実と意識に大きなギャップがあることが示唆される。

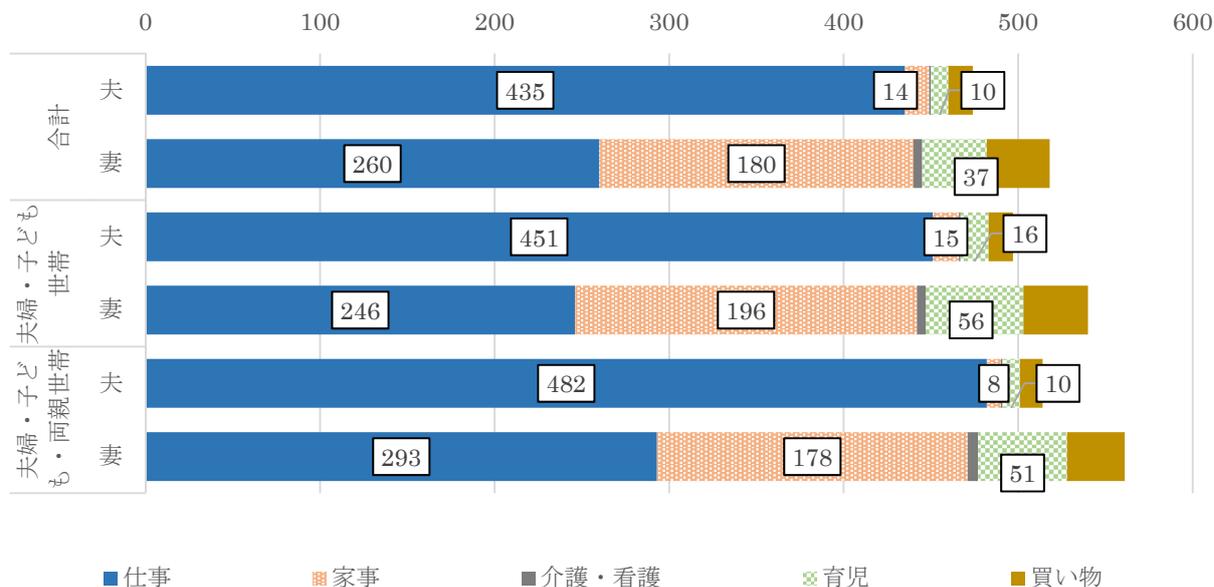
<sup>13</sup> 日本のデータを用いた李(2008)は、夫の家事参加と妻の夫婦関係満足度を説明する際、絶対的な家事量のみならず、期待と現実とのズレの程度を考慮することが有用であると指摘している。また、松信(2011)も、夫の家事・育児遂行に対する妻の満足度に関しては、夫の実質的な遂行度のみならず、情緒性が影響していると指摘している。

<sup>14</sup> 朝日新聞「休校1カ月、いらだつ母親「もう限界」 専門家が助言」(3月31日付)、「「家族の口調きつく」「家事を分担」暮らし変えたコロナ」(4月16日付)、日本経済新聞「外出自粛でDVや虐待の懸念 相次ぐ相談、対策急務」(4月12日付)、東京新聞「休校・在宅勤務、女性にしわ寄せ「夫は仕事に集中」 家事・育児の負担増」(4月25日付)

<sup>15</sup> 家事関連時間とは、家事、介護・看護、育児、買い物の時間の合計である。

<sup>16</sup> 国立社会保障・人口問題研究所(2017)によれば、「少なくとも子どもが小さいうちは、母親は仕事を持たず家にいるのが望ましい」との考え方について、63.7%の妻が賛成している(2015年)。(再掲)

図表4 共働き世帯における仕事・家事等の時間  
(1日あたり(分))



(注) ラベルの数字は各々左から「仕事」「家事」「育児」の時間である。  
(出所) 総務省「平成28年社会生活基本調査」

## 5. まとめ

今回の新型コロナウイルスの感染拡大による休校や在宅勤務の影響で、家族で暮らす時間が長くなった世帯が増えたと考えられる。感染拡大によって経済には甚大な被害が生じると想定されるが、他方で、先に紹介した報道でも、今まで母に任せていた家事を家族で分担するようになった、といった声が紹介されるなど、夫婦間の家事・育児分担の現状を改めて認識し合うケースが見られた。

本レポートでも紹介したとおり、不公平な家事・育児分担とそれに対する不満については、ちょっとした配慮や意識の変化で変えられる可能性もあり、今回の外出自粛はこれらを改善する一つの大きなきっかけとなるかもしれない。

### 参考文献

- 国立社会保障・人口問題研究所 (2017) 「現代日本の結婚と出産—第15回出生動向基本調査(独身者調査ならびに夫婦調査) 報告書—」 2015年社会保障・人口問題基本調査(結婚と出産に関する全国調査)
- 松信ひろみ (2011) 「共働き家庭における夫の家事・育児遂行に対する妻の満足度の規定要因について」 『第3回家族についての全国調査(NFRJ08) 第2次報告書』 日本家族社会学会 全国家族調査委員会、第1巻 田中重人・永井暁子(編) 『家族と仕事』

- 李基平 (2008) 「夫の家事参加と妻の夫婦関係満足度—妻の夫への家事参加期待とその充足度に注目して—」 家族社会学研究、20(1)、p70-80
- Ben Salah Hakim, Wernli Boris and Henchoz Caroline (2017) “Les nouvelles masculinités en Suisse : une approche par l’idéologie de genre et la répartition du travail rémunéré et non rémunéré au sein des couples”, *Enfances Familles Générations*, vol.26
- Federal Statistical Office (FSO) (2017a) “Participation accrue des hommes aux tâches domestiques et familiales, et des femmes au travail rémunéré”, Communiqué de presse.
- (2017b) “La valeur du travail non rémunéré se monte à 408 milliards de francs”, Communiqué de presse.
- (2019a) “Enquête sur les familles et les générations 2018 - Premiers résultats”.
- (2019b) “Vers l’égalité entre femmes et hommes - Situation et évolution”
- Henchoz Caroline, Wernli Boris (2013) “La satisfaction des couples en Suisse face à la répartition des tâches ménagères :une approche longitudinale”, *Population F*, Vol.68(4) , p617-642.
- Ifop (2020) “Confinement...Ma casa va craquer ?”.
- Wernli Boris and Henchoz Caroline (2011) “Fin de l’union conjugale, genre et tâches ménagères en Suisse”, *Population*, Vol.66, p727-754.

財務省財務総合政策研究所総務研究部  
〒100-8940 千代田区霞が関 3-1-1  
TEL 03-3581-4111 (内線 5487, 5489)